

## 決算特別委員会運営要領（変更案）

### 1 開催時期

委員会は、9月定例会議の開催中および11月定例会議初日までの休会中に開催するものとする。

### 2 説明のため出席を求める者

区分	説明員																		
常時出席を求める者	会計管理者　監査委員事務局長																		
決算概要説明等のとき出席を求める者	総合企画部長　総務部長　琵琶湖環境部長 会計管理者　企業庁長　病院事業庁長																		
決算意見書等の説明のとき出席を求める者	代表監査委員																		
歳入歳出審査等のとき出席を求める者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">知事部局</td> <td>知事公室長　各部長　各部次長 各課(室)長</td> </tr> <tr> <td>会計管理局</td> <td>会計管理局長　次長　<span style="color: red;">会計各</span>課長</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>企業庁長　次長　各課長</td> </tr> <tr> <td>病院事業庁</td> <td>病院事業庁長　理事　次長 経営管理課長　各病院事務局長 総合病院事務局次長</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>教育長　教育次長　各課(室)長</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>警察本部長　各部長　関係課長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>事務局長　次長　関係課長</td> </tr> <tr> <td>その他の行政委員会</td> <td>各事務局長　次長　関係課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記のほか委員会が必要と認める者</td> </tr> </table>	知事部局	知事公室長　各部長　各部次長 各課(室)長	会計管理局	会計管理局長　次長 <span style="color: red;">会計各</span> 課長	企業庁	企業庁長　次長　各課長	病院事業庁	病院事業庁長　理事　次長 経営管理課長　各病院事務局長 総合病院事務局次長	教育委員会	教育長　教育次長　各課(室)長	警察本部	警察本部長　各部長　関係課長	議会事務局	事務局長　次長　関係課長	その他の行政委員会	各事務局長　次長　関係課長		上記のほか委員会が必要と認める者
知事部局	知事公室長　各部長　各部次長 各課(室)長																		
会計管理局	会計管理局長　次長 <span style="color: red;">会計各</span> 課長																		
企業庁	企業庁長　次長　各課長																		
病院事業庁	病院事業庁長　理事　次長 経営管理課長　各病院事務局長 総合病院事務局次長																		
教育委員会	教育長　教育次長　各課(室)長																		
警察本部	警察本部長　各部長　関係課長																		
議会事務局	事務局長　次長　関係課長																		
その他の行政委員会	各事務局長　次長　関係課長																		
	上記のほか委員会が必要と認める者																		
総括的質疑質問のとき出席を求める者	知事　副知事　知事公室長　各部長 会計管理者　企業庁長　病院事業庁長 教育長　警察本部長　代表監査委員 議会事務局長 各行政委員会の事務局長																		

### 3 説明の要領

(1) 決算概要については総務部長、琵琶湖環境部長、会計管理者、企業庁長および病院事業庁長が、健全化判断比率および資金不足比率については総務部長が、審査意見については代表監査委員がそれぞれ説明する。

また、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例に基づく滋賀県基本構想の実施状況報告の概要については、総合企画部長が説明する。

(2) 部局ごとの説明は、各部局の長または次長が所管分について総括的に行うものとし、その時間は30分以内とする。

### 4 発言の要領

#### (1) 部局ごとの審査

ア 委員の発言は、自席において行う。

イ 委員外議員の発言は、部局ごとに委員の発言がすべて終了した後に許可する。

#### (2) 総括的質疑質問

ア 質疑質問は交渉会派が行うものとし、その人数は各会派それぞれ1人とする。

イ 質疑質問をしようとする委員は、総括的質疑質問日の前日正午（特に事情があるときは、委員長が委員会に諮って定める時）までに発言通告書を委員長に提出するものとする。この場合における期間の計算については、休日を除くものとする。

ウ 質疑質問の順序は、多数会派の順とする。

エ 関連質問は、質疑質問が交渉会派を代表して行われるという性格上、行わないものとする。

オ 委員の発言は、発言席において質問項目および答弁者ごとを単位とする一問一答方式で行うものとする。

カ 質問時間は、質問総時間数を50分とし、その3分の2を各交渉会派に均等に配分した上で、総時間から均等配分時間を差し引いた時間を各会派の所属議員数に応じて按分した時間の合計とする。

### 5 その他

委員会は、議員室において開催するものとする。